

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会 報告書骨子（案）

1 大綱見直しの趣旨

～自殺対策基本法改正後、初めての見直し～

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた更なる推進～

- 我が国の自殺者数は平成 22 年以降 7 年連続して減少し、平成 24 年には 15 年ぶりに 3 万人を下回った。

しかしながら、依然として年間 2 万人を超えるという深刻な状況である。

- 平成 27 年 6 月、参議院厚生労働委員会において、「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」が可決された。

我が国の自殺問題について、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できないとの認識を示した上で、自殺対策基本法の施行から 10 年の節目を迎えるに当たり、政府に対して、自殺対策を「地域レベルの実践的な取組」による「生きる支援」として再構築し、自殺総合対策の更なる推進を求めるとともに、立法府の責任において、自殺対策基本法の改正等の法整備に取り組むことなどが盛り込まれた。

- 平成 28 年 3 月には、自殺対策基本法の大改正が行われた。

主な改正内容は、以下のとおりである。

- ・基本理念の明確化（自殺対策は生きることの包括的な支援。関連施策の有機的な連携による総合的な対策の実施。その他、決議に基づき、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、同時に「生

きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる旨の方針の確認等）。

- ・地域自殺対策計画策定の義務づけ。
- ・都道府県及び市町村に対する交付金の交付。
- ・国による地方公共団体への支援の強化。
- ・学校における「SOSの出し方教育」の推進。
- ・地域の自殺実態に即した実践的な地域自殺対策の推進。
- ・国と地方公共団体、民間団体等が協力し、社会全体で自殺総合対策のPDC Aサイクルを回す仕組み。

- 改正法の趣旨等を踏まえた大綱の見直しを行い、総合的な自殺対策を推進すべきではないか。

2 大綱見直しのポイント

<第1 総論>

(1) 関連施策の有機的な連携を図り、総合的な対策を推進

- ・生活困窮者自立支援制度や「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組など各種施策との連携を図ることにより、自殺を防ぐための包括的な生きる支援につなげていくことが必要ではないか。
- ・自殺対策を、「対人支援のレベル（個々人への相談支援等）」と「地域連携のレベル（関係機関等による実務連携）」、「法律・大綱・地域計画のレベル（対策の枠組み作り等）」、それぞれにおいて強力的に、かつそれらを総合的に推進することが必要ではないか。
- ・自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす

ことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進すべきではないか。

- ・精神科医療、保健、福祉の連動性を高めて、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすべきではないか。
- ・妊産婦への支援について、自殺対策という視点から、今後、母子保健事業との連携を図っていくべきではないか。

(2) 地域レベルの実践的な取組の更なる推進

- ・地域の自殺の実態を分析・把握することが必要。さらに、その地域の特性に応じた自殺対策を展開していくことが必要ではないか。(現在、自殺総合対策推進センターにおいて、全市町村の自殺実態プロファイル、地域特性を考慮したきめ細かな対策を盛り込んだ地域自殺対策政策パッケージを作成しており、今後地域における自殺対策の計画策定等の企画立案に活用する。)
- ・都道府県や政令市に設置する地域自殺対策推進センターによる計画策定支援等を推進すべきではないか。地域自殺対策推進センターが県内エリアマネージャーとしての役割を担うことで、市町村における自殺対策の質を担保すべきではないか。
- ・地域の特性に応じた自殺対策の先進事例を収集して更に横展開すべきではないか。
- ・地域での孤立を防ぐために、地域とのかかわり、居場所が必要ではないか。高齢者への対応も必要ではないか。
- ・相談員や支援者等を支えるための支援が必要ではないか。

<第2 個別施策>

(1) 若者の自殺対策の更なる推進

- ・平成28年の自殺対策基本法改正に規定された「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進」（いわゆる「SOSの出し方教育」）が必要ではないか。
- ・ICTを活用した若者へのアウトリーチ策を強化することが必要ではないか。
- ・若者の居場所づくり支援が必要ではないか。
- ・若者の支援者等への支援が必要ではないか。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置を進めて、行政や地域との連携ができる体制を整備すべきではないか。
- ・10代後半で社会とつながりのない人などへの支援も必要ではないか。

(2) 過重労働を始めとする勤務問題による自殺対策の更なる推進

- ・過労死等をもたらす主な原因である長時間労働の是正に向けた更なる取組を行うことが必要ではないか。
- ・職場におけるメンタルヘルス対策を更に推進することが必要ではないか。
- ・働き方改革の議論も踏まえて対応していくべきではないか。

(3) 各種施策について

- ・(1)(2)以外の各種施策についても、現大綱をベースとしつつ、改正法の趣旨等を踏まえて、その充実を図るべきではないか。

<第3 施策の推進体制等>

(1) PDCAサイクルの推進、数値目標の設定

○PDCAサイクル

- ・自殺総合対策推進センターを中心に、地域特性に配慮した取組を強化した多彩な自殺対策事業の評価システムを構築して自治体における計画に基づいた対策についてPDCAサイクルを推進していくべきではないか。
- ・地域の自殺対策計画に基づく効果的なPDCAサイクルを実現するために、科学的根拠に基づき施策のモニタリングと評価を行う継続的な仕組みを構築することが必要ではないか。
- ・国が実効性のある計画策定ガイドラインを作成し、地方自治体の計画策定への支援が必要ではないか。

○数値目標

- ・最終目標は「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であるが、今後10年間の目標としては、先進諸国の現在の水準を目指すべきではないか。

見直しのポイント

(第1) 総論

1 関連施策の有機的な連携を図り、総合的な対策を推進

- ・生活困窮者自立支援制度や地域共生社会の実現に向けた取組など各種施策との連携を図ることにより、自殺を防ぐための包括的な生きる支援につなげていくことが必要。
- ・自殺対策を、「対人支援のレベル(個々人への相談支援等)」と「地域連携のレベル(関係機関等による実務連携)」、「法律・大綱・地域計画のレベル(対策の枠組み作り等)」、それぞれにおいて強力的に、かつそれらを総合的に推進することが必要。

2 地域レベルの実践的な取組の更なる推進

- ・地域の自殺の実態を分析・把握することが必要。さらに、その地域の特性に応じた自殺対策を展開していくことが必要。(自殺実態プロフィール、地域自殺対策政策パッケージの活用)
- ・全国に整備する地域自殺対策推進センターによる計画策定支援等の推進。
- ・地域の特性に応じた自殺対策の先進事例を更に横展開。
- ・地域での孤立を防ぐために、地域とのかかわり、居場所が必要。高齢者への対応も必要。相談員や支援者等を支えるための支援が必要。

(第2) 個別施策

3 若者の自殺対策の更なる推進

- ・平成28年の自殺対策基本法改正に規定された「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進」(いわゆる「SOSの出し方教育」)が必要。
- ・ICTを活用した若者へのアウトリーチ策を強化することが必要。
- ・若者の居場所づくり支援、若者の支援者等への支援が必要。

4 過重労働を始めとする勤務問題による自殺対策の更なる推進

- ・過労死等をもたらす主な原因である長時間労働の是正に向けた更なる取組を行うことが必要。
- ・職場におけるメンタルヘルス対策を更に推進することが必要。

(第3) 施策の推進体制等

5 PDCAサイクルの推進、数値目標の設定

○PDCAサイクル

- ・自殺総合対策推進センターを中心に、自殺対策事業の評価システムの構築を展開。
- ・実効性のある計画策定ガイドラインによる地方自治体への支援。

○数値目標

最終目標は「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であるが、今後10年間の目標としては、先進諸国の現在の水準を目指すべきではないか。